

亀山市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 19 号

亀山市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

亀山市教育委員会に対する事務委任規則（平成 17 年亀山市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 24 条」を「第 22 条」に改め、本則第 4 号中「使用料の」の次に「額の決定、」を加える。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。